

北海道札幌市で飲食店ビルの突出看板が落下し、通行者が負傷した事故を受け、国では、適切な安全点検等の実施を明確化し、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、「屋外広告物条例ガイドライン」等を改正しました。

いわき市では、これら国の動き等を踏まえ、屋外広告物の維持管理等の適正化を図り、市民の安全・安心につなげていくために、令和3年6月に、いわき市屋外広告物条例及び同施行規則の一部を改正し、はり紙、はり札等の簡易広告物等（※1）を除き、条例による許可が必要な屋外広告物に管理者の設置を義務付け、全ての屋外広告物に点検を義務付けました（※2）。さらに、条例による許可が必要な屋外広告物のうち、地表から当該屋外広告物の上端までの高さが4メートルを超えるものの管理者及び点検を行う者を、屋外広告士等（※3）に限ることとしました（※4）。

※1 簡易広告物等

はり紙、はり札等、立看板等、広告幕、のぼり及び広告旗、建物の外壁面に表示する広告物、自動車又は電車に表示する広告物、アドバルーン

※2 この改正は、管理者設置義務については、令和3年10月1日、点検義務については、令和4年1月1日から適用。なお、条例による許可を受けた屋外広告物について、期間の更新の許可を受けようとする場合には、この点検の結果を提出しなければなりません。

※3 屋外広告士等

屋外広告士、1級建築士若しくは2級建築士、市長が認める団体（日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会）が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了した者

※4 この改正は、令和5年1月1日から適用。